



とよなか人権文化まちづくり協会

第 2 号 (2004 年 3 月)

な い よ う

巻頭詩 /2

全国水平社創立 8 2 年目にあって /3

「部落問題は、今？」研究会をはじめます /4

第 1 回「人権サロン」から～まちづくりってなんだろう？～ /5

豊中市人権教育推進委員協議会のとりくみから /14

楽遊ガイド /17

こらむ・こらむ /18

市同促 5 0 年・よもやま話 /20

豊中地域から /21

蛸池地域から /22

差別事件を考える /23

資料室ができました /24

けい ちつ
啓 蟄

太陽も星もない
まわりのどこを探しても
わずかなぬくもりさえもなかった
孤独と絶望の淵であがいていた

敗戦後
自由と平等をめざし
炎々と燃えあがった
部落解放の炬火は
吹きすさぶ
弾圧の嵐の中で
その火は急速におとろえていった
卑劣にも権力は
解放の父 松本治一郎先生までも
不当にも公職追放に処した
同志も離散した
食糧も極度に欠乏していた
今日一日生きのびるのが精一杯だった
大阪の砦を 私と共に
最後まで
守ってくれた
高松君は
過労からカリエスで斃れた

二十七歳の若さで死んだ
先輩同志の石田さんは
店も人手に売りわたし
うす暗い施療病院のベッドで
木乃伊のようによこたわっていた
肝臓癌だった
手をにぎると
「てらもと おれ もう あかんわ……」
と かすれた声が ようやくききとれた
ただ一人
中央本部で活躍していた
全国書記長の山口さんは
臨月の妻と子供をのこして
行方不明
三ヶ月すぎて
彼は
奥多摩の林の中で
自殺体となって発見された
四十三歳だった

ある朝 私は
突然
喀血した
幸いにも 微熱はとれたが
そこへ追討ち
職場まで誅首にされた
むろん一銭のたくわえもなかった
古本屋をはじめた
でも 債鬼がうるさくて
客が買ってくれるまで待てなかった
棚の本は次々と
同業者だけの古書交換市でたたき売った
もうどうにもならなかった
おとなしい妻まで
ぐちり 歎く
ああ
まわりはみんな敵！」

そんな時
長女は一歳
ガサガサ這ってきて
私を見上げると
にっこり笑った
生きている紅い林檎
純粹の幼い生命が笑っていた
そのとき
凍りついていた私のところに
ポッと あたたかいものがついた
その灯をだきかかえて
何日ぶりかで
表へ出てみた
木枯らしで裸にされた
柿の木に
二羽の雀が
寒そうに
丸くなって
よりそっていた
空は
深々と
あくまで蒼く
冷たく澄みきっていたが
太陽は
静かに
燃えていた

寺本 知

全国水平社創立82年目にあたって

領家 穰（会長）

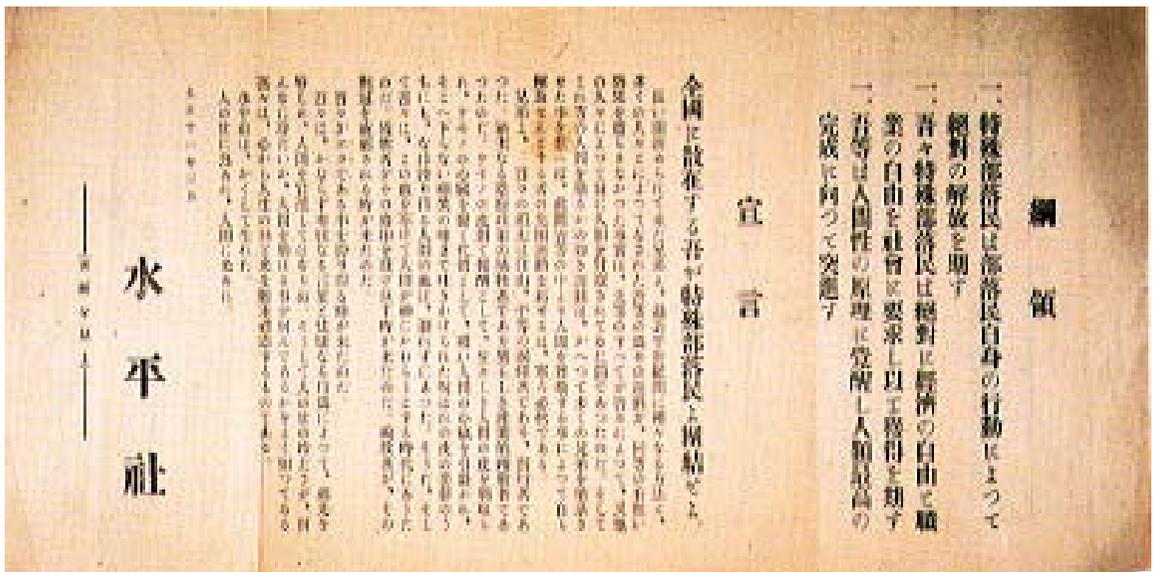
この3月で全国水平社82年にあたる。それにちなんでということだが、逆に水平社の意味を考え直す必要があるのではないかと筆をとった。そのきっかけは新聞の日露戦争開戦100年の記事やアメリカの大統領選の民主党候補選びの記事であった。

毎日新聞がその前身「大毎」が日露戦争に41人もの特派員を派遣し、その送られた記事は全部まとめて保管されているが、それらの記事はほとんどが全部が、日本軍とロシア軍の動きを報じるもので、戦争が行われている現地の住民（中国人や朝鮮半島の人々）の状況や被害について報じるものはほとんど見あたらず、あってもほんの数行で内容抜きのものであったという反省で、「見落としていたものを見直す」必要が

あるのではないかというものであった。

その意味では司馬遼太郎の『坂の上の雲』（初版1972年・文芸春秋）も日本の側からの日露戦争に対する考え方を描いたものであったといえることができる。

アメリカ大統領の民主党候補選びの一連の報道の中で、開始前はディーン候補優勢と伝えられていたが、ベトナム戦争の従軍経験と功績賞をもつケリー候補に勝つことはできなくて、撤退宣言をすることになったという事情の裏側であった。ワシントン・ポスト誌のリチャード・コーエン氏の記事がそれである。「ケリー氏の評価が高いのは戦場での功績ではない。ベトナム戦争に従軍しながら、戦争反対の質問を議会で敢然としたことにある」



『あなた方は兵士に対し、ベトナムで死ぬとどのように頼むのか？またあなた方は兵士に、間違いで死ぬことは決してないと説明できるのか』1971年4月のことである。」

「ケリー氏はベトナム戦争時代と同様に、最後は正しい質問を放つだろう。『間違いで死ぬことは決してないと、兵士に言うことはできるのか』と。」観念的な、あるいは理想として、平和を求めるディーン氏の反戦論は、身をもって体験されたケリー氏の反戦論に及ばなかったということができる。

昨年度、アン・ケーリ先生が『水平社宣言』を英文に翻訳する際に感じたこととして、『水平社宣言』に「女性の影は感じられない」と言われた。

観念的に反女性差別と共闘関係は結んでいるが、この82年間に女性に対して行ってきた差別が、どのように取り除かれてきたかという事情の詳細を

明らかにした研究はまだ行われていない。

『水平社宣言』が出された1922年当時、この宣言は極めて先進的な身分差別撤廃への意志と方向を示すものであったことは疑う余地もないことであった。しかし、『水平社宣言』が見落としたものの中に、女性差別があったことも忘れてはならないだろう。『水平社宣言』の中にさえ見落とされたものが、女性差別の現実である。

日露戦争が見落としたものを見直すことも、また第2次世界大戦が見落としていたものをもう一度見直すことも、この中には80歳を越えた第2次世界大戦参加者の戦争体験、特にその敗戦体験を聞くことも含めて問い直すことが『水平社宣言』を呪文のように大事にすることではなくて、それを活かすことになると思うのです。これが解放運動をさらに飛躍させることになるのだということができる。

そもそも部落差別って何や？

「部落問題は、今？」研究会 を始めます！

部落差別は、なくなったのか？

結婚差別や土地差別がなくなれば、部落差別はなくなるのか？わかっているようでよくわからないのが部落差別。

ここ数年目立ってきたのが、差別を煽動することを目的にしたような手紙

などの文書類の送付です。豊中市でもマンション建設反対運動に絡んだ「差別怪文書事件」や、豊中市宛の東京消



印の手紙や新聞、大阪からの文書類送付などこれまでとは違った事件です。(23ページ参照)。

大きな特徴は、部落解放同盟に送付されていることです。部落解放運動を利用して何か目的を達成しようとしている様にも見えます。直接、部落とは何も関係ないところで行われている差別行為の実行者は、確信犯(なにを?)のようです。これらの事件が意味することは何なのか?実行者は、差別を煽動することで、自らを癒しているのか?

また、インターネットの普及で、起きているのが掲示板などでの差別的な書き込みです。匿名性をいいことにこれまでの非公然な差別意識が公然化され、市民権を得ようとしているのか?部落差別はこれからどうなっていくのか?話し合う場が必要になっていきます。

『「部落問題は、今?」研究会』は、そうしたことを話し合う場になることを願って始めます。報告者から一時間程度の報告・問題提起をいただき、参加者同士での意見交換をしていきます。

3月11日の第1回目は、差別意識

について考える場にします。報告者は、「部落マイノリティ(出身者)に対する結婚忌避・差別に関する分析」報告書を昨年発表された部落解放研究所の研究員の内田龍史さんです。



結婚に反対する要因として、部落差別要因と配偶者選択要因があります。配偶者選択要因とは、「幸せな結婚イデオロギー」「内婚規範・同類婚規範」などにより少数者、異階層者などを排除する考えのことで、配偶者選択要因は、部落差別だけでなく、他の結婚差別の要因にもなっています。このことは日本の社会での結婚について考えることでもあります。

この研究から見える差別する側の意識を報告していただきながら、豊中の事例などの分析への示唆をもらいながら討論をしたいと思います。是非多くの人に参加いただきたいと思います。

八塚 勇一(事務局長)

【第1回】 テーマ:「結婚差別をどうとらえるか——マジョリティの視点から」
 報告者: 内田龍史(部落解放・人権研究所研究員)
 と き: 3月11日(木) 午後7~9時
 と ころ: 豊中人権まちづくりセンター2階
 参加費: 500円

第1回「人権サロン」から

「まちづくりって何だろう？」

中川 幾郎 (理事)

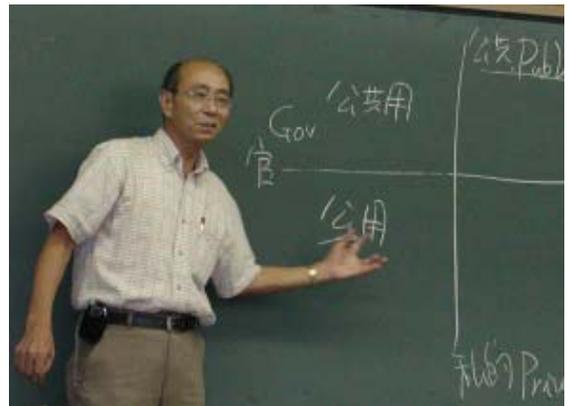
1. 「まちづくり」から
「人権のまちづくり」へ

「人権のまちづくり」ということを最近よく耳にするようになって喜んでおります。なぜかという、およそ「まちづくり」という言葉は非常に曖昧あいまいです。ひと昔前の使い方から今日では非常に広がりが出てきて、そのために誤解といつかある種の幻想をもたらしていることが非常に気になっていたのです。その上に「人権」というのがのっかってきますと、ある程度シャープに、鮮明になっていくという効果があるので非常にいいことだと思います。

この頃、あちこちの地方自治体で総合計画の話をしてくれということでさせていただくのですが、現実の地方自治体の総合計画を見ますと、大変多いのが例えば行政の部局分野別に仕上げた「まちづくり」という使い方が多いのです。福祉の「まちづくり」、環境の「まちづくり」、それから教育の「まちづくり」とかいうふうに使いわけている。それが私のところの総合計画ですとおっしゃるのです。これらは結局、福祉計画、教育計画ということになってしま

います。こういう行政の都合に合わせた無限定な「まちづくり」の使い方が大流行です。これがひとつ気になっているということです。

二つ目に、最近、「参画」と「協働」の「まちづくり」という三点セットがよく使われます。行政職員とまちの人たちがいっしょになってそのまちの現状を改革、改善していく現場的営みをさして「協働」(co-production)と言います。協働にも三つほどの領域があります。市民が本来責任を持つべき領域に行政が支援にはいるということもあります。二つ目に行政責任領域において行政側の力だけではどうにもできない、もっと市民の力を借りなくてはならないというので市民が協力関係にはいっていくという、行政責任領域における市民との協働があります。もう一つは、



市民の責任半分あるいは行政の責任半分という真ん中の領域もあります。総合計画とかいろんな計画にのっている市民との協働というのは、現実には市民責任領域における行政との協働はあまり書かれておらず、行政責任領域のコストダウンのために、あるいはその政治的手続きの正当化のために市民参加をさせていくとか、公募市民を入れるとか、情報公開しますとかいう形で市民と協働でやっておりますというようなスタイルが多すぎるという印象があります。そういうバラツキがいっぱいあることを一旦指摘しておきたいと思います。

たとえば部落解放運動を中心としてある地域コミュニティとか、地方自治体における地区指定されたところなど、それなりに「まちづくり」をやっているわけですが、それは今まで「まちづくり」とは認識されていなかった。どっちかといいますと地域改善とか地域改善対策とかいう言葉に封じ込められていたのです。

2. 「まちづくり」を再定義する

「まちづくり」という言葉を、きちんともう一度定義し直さなくてはなりません。関学の社会学部におられた鳥越皓之先生（現筑波大学教授）が、神戸市の区画別計画作りの作業をされたとき

に、「まちづくり」という言葉を分解、定義されたことが大変役に立ちます。その一番がまず生活空間の様々な価値を向上させる営みであるということ。二つ目に空間や施設などの共同による利用ルールの形成ということ。三番目に地域のアイデンティティを形成していくこと。四番目は、地域のコミュニケーションを活性化させていくこと。五番目にそれらの着地点としてこれらの空間、ルール、それから価値などの自主管理を目指すことではないかというふうに定義されておりました。

まず一番目の生活空間の様々な価値を向上させるということですが、これまでの「まちづくり」は、たとえば商店街振興とか経済活性化地区を目指した「まちづくり」とかの歴史が20数年ありますが、ここで追求されてきた価値というのは、ほとんどが経済価値と機能価値でした。機能価値は必ず経済価値を生み出すのだという発想からくる「まちづくり」でやってきたのが再開発です。便利になる、利便性があるということやってきた再開発事例が一般的に成功したかということあまり成功してないのです。この阪急宝塚線の再開発でなんとか成功したと言いきれるのが川西駅前だけだったというのが一般的な定説となっています。

けれども、阪急が川西に拠点をおいたから成功したように見えるわけであって、川西までもっていかずとも豊

中に拠点を持ってくるという選択肢もかつてはあったわけです。で、仮に豊中にきたら豊中の再開発が成功するわけであって、川西は反対にさびれていく。だから、非常に他動的な、主体的でない要因によって成功したとか失敗したとかいう話になってきているので、むしろ再開発型思想というよりも本来の「まちづくり」の思想の原型に基づくべきではないかと思います。

それは何かといいますと、もっと人と人との中に互いに顔が浮き出て、いたわりあえるような「まちづくり」をしなくてはならない、ということです。これは「倫理的価値」ともいうべき価値領域です。もう一つは美的価値です。美しい、清潔で美しいまちにしないとイケないと思います。もちろんそこには自然環境みたいなものも考慮すべきかもしれませんが、人工型の自然環境というのがあられるかもしれません。ここで再認識してもらいたい「まちづくり」の根本価値ってというのは倫理的価値、美的価値それから機能価値、そして最後に経済価値と、こうなるのだと、その価値の序列をもう一回見直すべきではないかと思います。

たとえば、痴漢の多いようなところは、土地の値段も下がっていくんです。そして、悲惨な事件、人権侵害の事件がおこったところの土地なんかは片方に下がりっぱなしです。そういう意味でも倫理的に水準の高いといいますか、みんなお互いがいたわり合って助け

あっているまち、人と人とのコミュニケーションがあり、顔と名前とがだいたいわかるというぐらいのまちというのは犯罪の発生がほとんどみられないということが言えます。そういうまちを作れば作るほど土地の価格が上がるということです。それからまち自体が美しい、清潔であるというまちも価格は下落しません。

にもかかわらず「あそこは被差別部落や」というだけで土地の価格が下がってしまう。これは実態的に経済的にあらわれている差別の実体化だとわかりますが、これに対抗していくということは全般的な倫理価値、美的価値を上げていく方向につながると思っております。それを勘違いして、「もっと機能的なまちを作ったらいい」とばかり思いこんできたところに、どうもこれまでの経済主義のまちがいがあるという気もしているのです。

3. 「市民」とは何か？

次に、「まちづくり」の担い手となる「市民」とは何かということですが、市民にも三種類あります。「夜遅く帰ってきてただ寝て、朝起きたらまた会社に行きますねん」という生活をしている方もけっこう多いのです。これを私は「寝民」と言います。豊中40万人のうちかなりのパーセンテージがこの「寝民」層ではないかと思います。その次の

クラスの「市民」は「住民」です。ただしこれは、英語でいいますとhabitatとかpopulationという存在です。habitatというのは居留民、populationというのは植民している状態。だから定住性という点では、もうひとつ根性が入っていません。実はこういう人たちがこの北大阪、あるいは大阪、南大阪を循環して移動しているのです。



三番目、ほんまもんの市民とは何か？古典的な都市住民、citizenという言葉に戻ります。まず一つはその都市、自治体の政治・行政の経営に必ず関わるといことです。その意味では政治参加、行政参加が必要といことです。市民の最後の条件は、「逃げない人」、そこからもう逃げないと覚悟した人、結果的に移転していかざるをえなくなったとしても、その精神として市民であることです。

そういう意味で、「まちづくり」の担い手というのはもう逃げない人、ここからもうよそに目を向けても仕方がない、今自分のいるこの場所をよりよくしていくというふうに考えるしかないと思ったときに、初めて市民による「まちづくり」が動きはじめるってことで

はないかということです。

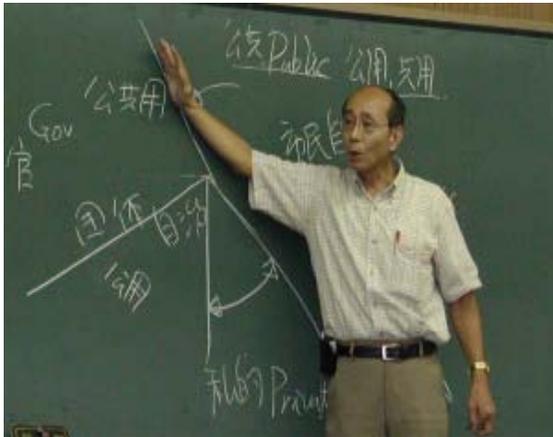
4. 同和地区における「まちづくり」と公益性

次に同和地区を対象とした「まちづくり」は、美的「まちづくり」、倫理的「まちづくり」、機能的「まちづくり」、最終的には他の地域との間の経済格差も含めて、地価が低いという状態からさらに一段高からしめるような作戦も含めた「まちづくり」をしていく必要があります。そういう「まちづくり」にあたって必ずささやかれる批判が、特定地域の少数の当事者のため利益誘導ではないのかということです。この批判は大変一般的で俗耳に入りやすく、大いに流布されております。

そもそも公益性の定義は、「不特定多数の第三者の利益」です。不特定であること、特定階層、特定の集団、特定の部分的利益ではいけないということであり、しかも少数利益ではだめだと、多数利益にならなあかんと、しかも当事者利益はあかん、第三者利益でないと駄目だと。当事者にとって利益があるということを一概に拒否するんじゃないけど、その人たちの利益がひるがえって第三者全体の利益につながっていくにあたらないとだめだということ。不特定、多数、第三者、この三つの固定係数が公益性の根拠です。

そうするとこの部落解放という精神、

理論にもとづいておこなわれてきた同和行政とか地区を対象とした一定の投資、あるいは人々を対象としておこなわれてきた特定給付というのは全部特定、少数の当事者利益だったのかということが当然問われてきます。世間ではまだ特定、少数の当事者利益だと思っている部分がかなりあります。



よく考えますと何も同和問題だけでなく、特定商店街の「まちづくり」助成、支援も同様なのです。ある駅前という特定された区域、その特定商店街の人たちの当事者利益じゃないのかという論理になります。ここのところが問題なのです。片一方の特定街区に関する「まちづくり」に関しては、公益性の定義に照らしても問題だと言われないうのに、なんで同和行政の場合は「問題だ、問題だ」と言われてそれに対して対抗せねばならんのか？なんら変わることはないじゃない。あっちは攻撃するけどこっちは攻撃しないっていうのはこれ自体こそ差別じゃないのかと思います。これをどう覆すか^{くつがえ}ってという論理がどっちにも必要なのですけども、それ

は特定ではないってことをまず証明せねばなりません。

いつも申し上げるのは、じゃあ、あなたが同和地区の出身じゃないと大きな声で言えますかということと、それを証明できますかってことです。誰にも証明できないです。その一方で、ひとたびあの人はあの出身らしいって言われ、陰湿な差別の対象にされることがしょっちゅう起こっているのです。みんな被害者になっちゃうのです。違いますということも、であるということも証明できないのですけども。そういう課題を我々は国民的に共有しているわけなのです。つまりこの構造の中に、全員が当事者だということはもう論理的に成立しているわけです。

だからこれは全国民が当事者ですよってことなのです。そういう意味でこれは特定ではありません、不特定ですよとなると思うし、多数の問題だということになると思います。だから、当事者ではなく、このとりくみは第三者利益として拡大していくということです。

じゃあ今度は、駅前商店街が特定少数の当事者利益に対する投資と違うのか、といわれた時どう対抗するかという論理です。これはただ一つだけしか方法がないと思うのです。その駅前特定商店街の「まちづくり」支援について何億と投資しても、それが最終的によりモデルなり、見本になり、そのノウハ

ウが全市民的に環流するという回路があるならば、それを公益事業としてみなすことができるでしょう。また、全市民の幸福に寄与する税収の増加という説明もあります。だけど、それが現実に証明されなければそれは単なる一特定団体のための過剰なまでの投資であったと言われても仕方がないという、非常にスリリングなところができます。

5. 機関委任事務型思考と行政責任

今までは同和対策事業特別措置法と地域改善対策特別措置法それから地域改善対策特定事業に関わる国の財政上の特別措置に関する法律、この三つの法律があってそれにとまなう地方公共団体、都道府県市町村(自治体)の責任・責務もそこに明記されていたわけです。だから、行政責任として当然こういうことをせねばならないということを、法のつくったシステムに基づいて地方自治体は理解していたわけです。この法律が2002年で切れたからもう同和行政はなくなったという言い方もすけど、ほんま?とりたいです。

どういうことかといいますと、国が法律で定めていますからさせていただきますっていうのは、やはり旧来の機関委任事務型思考です。これと同じ発想で同和対策事業やってきたのならばもうやる必要はないでしょう。しかし、そ

れで本当に差別はなくなったと言えるのか、実証はできるのか?地方自治体がもし政策転換するとするならば93年調査に比べて確実にこれだけ変わった、だから問題は解決したという証明をせねばなりません。それができるかっていうことです。

しかし改めて調査をしたところで、あまりデータは変わらないと思うのです。地方自治体としては、部落差別なり、障害者差別なり、女性差別、外国人差別が現存しているという実態を容認するならば、政策的対応する必要があります。市民の人権を守る責任は行政にもあるのですから。となると、自前の資源をもってたたかわねばならなくなって、自己財源による特別措置をやらねばならないってことを要求されたらどうするのですか?と逆に聞きたいんです。

だから、同和対策事業特別措置関係の3法がなくなったから同和事業もなくなりました、これあまりにも機関委任事務的発想でイージーすぎるのではないか、と思うわけです。

6. 「人権」を基礎に据えた自治体革新・地域分権を

同和行政も女性の人権行政もあるいは、医療とか保健福祉からの都市計画とかさまざまなあらゆる分野において、

これから政府つまり役所の責任領域と市民側の責任領域とがこれからますます峻別していかねばならない時代になると思うのです。

そこでひとつ気になる特徴が今出てきておりますのがボランティアとかNPOとかをどんどん大量投入しなければ行政のコストが下げられない、安上がりの委託のためにボランティアとかNPOを使わねばという論調です。これもおかしい。確かに現実にはそういう効果が出る面もありますが、そうではなくて本来市民の権利である市民自治領域を拡大するってことのためにボランティアなりNPOががんばってきているということが実態であって、「ついでにうちの行政責任領域も市民で分担してくれる？」って言うたら、それは悪ノリだと思うんです。

で、市民のことを一般的に citizen と言ってたりしますけども、「ほんとうに市民なんかいるの？うちのまちに？」「市民なんかいなくて、寝民とほとんど住民やないの？」というのが多くの公務員の実感でしょう。そういう意味で、公共政策の対象として市民が市民を見つけてくる、市民が市民に化けていく、市民が市民を育てるというのは市民戦略としてこれから必要だろうと思います。議会の議員さんが市民をどれだけ作り出すかということと、行政の各部局も自らのアプローチから、市民をどれだけ開発できるかという、全面的市民開発競争に入らざるをえないって

うことを予感するわけです。

それはなぜかと言いますと、最近豊中とか吹田とか20万～50万の自治体には全くの無関係の市町村合併論が猛威をふるってあります。しかし、全国の農山漁村群、北は北海道から南は九州・沖縄まで含めてすべてといってもいい自治体がこの合併論にまともに太刀打ちしていません。とくに人口1万人未満の自治体は滅びるかどうかの瀬戸際にきていますから、垂直統合論・水平統合論の荒波にさらされています。そういう自治体じゃなかったとしても2万、3万の小型の自治体、あるいは3万のいわゆる市に昇格できる特例の期限で昇格したいという自治体はものすごい勢いで今、合併するべきか、あるいは合併を見送るべきかという決断と討議をやっているわけです。その異様な熱気、危機感の中で逆に不思議なのは、政令都市、都道府県、および大中市がまったくこのことに関しては無関心であり、また論議の必要性を感じていないから内部革新が進んでない。ところ



が、小さな中小自治体の方はものすごい勢いで議会改革も行政改革も地域改革も進んでいるということです。

もう一つは、豊中も地域分権がどうしてもこれから必要になってくると思います。小学校区単位以下ぐらいでやっていく「まちづくり」にもっと予算と権限を渡し、住民責任も追究するということですが、これは現にもう宝塚市がはじめました。それから高知県高知市、三重県名張市、行財政再建のために地域住民に財政非常事態宣言をして名張の亀井市長が地域予算制度を導入してスタートしました。そこでは、京都府美山町みたいな小さな村・町から始まったことが中都市に逆流していつている、これまさしく地域分権の時代がやってきたと感ずます。ですから、地域分権化ということと、「まちづくり」の基本原則をもういっぺん確認しなくてはならない、と思うのです。

そこで、コミュニティー単位の「まちづくり」をやってこられた解放運動の歴史がけっこう大きなヒントとして生きてくると思うのです。これからは、小学校区単位もしくはそれ以下の単位での自治、「まちづくり」が、改めてこれからの豊中市政においても重大課題になると思います。

これはコミュニティー政策のほうの流れであって、もう一つ、個人結集型、課題結集型のNPOの支援政策も同時

並行的にやっていかざるをえません。二つ同時に追求していく必要があるというのはどういうことかと言いますと、従来型のコミュニティー団体依存ではもう展望が開けないということです。だから、旧来の団体さんの役員さんも含めてなおかつそこに子ども代表、若者代表、女性代表とか障害者の代表、外国人の代表とかみたいなのがみんな入ってくるようなオープンスタイルの住民自治組織をつくっていく回路がこれからの豊中の課題だと思ひます。そのときにNPOが役に立つのです。これは、地域民主主義の共和主義的な横系に、市民民主主義という自由主義的な縦系を通すことであらうと思ひます。

以上、これからの「人権のまちづくり」を考えた場合、倫理的価値の一番根本である人権ということをもまず第一番の基礎に据えた「まちづくり」を考えないと、とんでもない方向にいきかねないというふうに見ています。

人権の「まちづくり」にまだまだ学ばねばならない要素がずいぶんあるなという気がこの頃しています。



「人権協」のとりくみから

豊中市人権教育推進委員協議会とは？

豊中市人権教育推進委員協議会（人権協）は、1970年（昭和45年）4月、「差別のない明るい町の実現」を願い発足し、以来今日まで、憲法に定められた基本的人権を守り、一切の差別をなくすための人権教育の研究・推進をはかることを目的に活動しています。また、この間、一貫して“人権意識を高め、人権尊重の輪を広げよう”の基本目標のもと人権啓発活動を推進してきました。

昭和58年（1983年）には、人権協が提唱し要望署名活動を展開して『豊中市人権擁護都市宣言』がなされました。さらに平成11年（1990年）4月、豊中市は『人権文化のまちづくりをすすめる条例』を施行しました。この趣旨をふまえて、平成11年度（1990年度）からの基本目標に“人権文化のまちづくりをすすめよう”を新たに加え、条例の理解を重点課題として学習をすすめました。

41人から出発した人権協は、平成16年（2004年）1月8日現在4,600人の推進委員が活動し、市民の人権啓発団体として定着しています。各小・中学校、市内公私立高校・養護学校において、68地区委員会が組織され、研修を中心としたさまざま

な人権教育活動がくり広げられています。

主な活動としては、全体活動と地区活動があります。全体活動としては、

- 総会（5月）
- 人権教育をすすめる市民の集い（11月）
- 人権デー駅頭広報活動（12月）、人権作品募集活動（隔年）
- 対象別研修会（役員・常任委員・地区代表委員・新委嘱委員）（6月、10月、11月、1月）
- 特別部会（機関紙編集部会、研修活動部会、広報部会）
- 各研修会・研究会への参加
- 各種団体・機関との連携

などがあります。

地区活動としては、地区代表委員会・地区委員会・地区研修会・地区合同研修会・PTAや公民分館などとの連携した取り組みなどがあります。



「人権文化まちづくり協会」との合同学習会

『動詞からひろがる人権学習』一抱え込むーから

島田 忠雄（評議員 / 人権協会長）

「とよなか人権文化まちづくり協会」と人権協の合同研修会につきましては、過去、お互いの役員を中心に宿泊して研修し、交流を深めた時期もあります。数年前からは泊を伴わない合同学習会として行われています。昨年は市の機構改革等諸般の事情のため実施できませんでした。今年度、人権協はその機構改革により新たにできました「人権教育企画課」のもと人権啓発活動を推進しております。そんな中、昨年12月4日の合同学習会では、大谷真砂子さん（八尾人権協会 じんけん楽習会）を講師に招き、『動詞からひろがる人権学習』一抱え込むーを行いました。



動	詞	か	ら
ひ	ろ	が	る
人	権	学	習

抱え込む

--ひとりで抱え込まないで--



この本の巻頭では次のように述べられています。「人権の豊かな文化を創る」ということをテーマに、どんな学び

がいいのか、どんな教材が必要なのかという発想をもとに開発したのが、この『動詞からひろがる人権学習』です。この中の人権を大切にしたい11の動詞には、一つ一つにエピソードと発展編の学習資料が付けられています。



今回の合同学習会では、講師の大谷真砂子さんが一抱え込むーをもとに「参加・体験型」の学習を展開されました。



はじめに大谷さんは「講師」というより「ファシリテーター（進行役）」で、参加者どうしが学び合えるような双方向の研修にしたいということを言われ、研修のルール（傾聴、守秘、参加）を確認されました。

その後、二人組みで自己紹介（1分）をし、次に四人組になり最初の人自己紹介をそれぞれ紹介（1分）しあいました。相手のことを紹介するにはしっかり傾聴しておかなければできませんし、傾聴していないと相手も安心して話すことができません。自己紹介の後、子どもの頃の呼び名、遊び、悲しかったことを一人ひとり話していきました。

グループの中には、よく知っている人もいましたが、この話の中ではじめて聞くこともあり改めてその人の違う面を知るきっかけにもなりま

した。この後、グループごとの発表があり、参加者どうしいろいろなエピソードの共有化ができました。

次に、一抱え込むのパンフレットをもとに先ほどのグループで話し合いをしましたが、前段階でグループの人たちの心もほぐれ、それぞれ今までの体験や現在の生活で感じていること、思っていることなど様々な意見が出て、時間内に収まりませんでした。まさにエピソードが次のエピソードを生むという感じでした。

私もこれまでいろいろな「参加・体験型」の学習に参加してきました。最初から正解はこれだという教え込み型の啓発ではなく、今日のように自由な対話から人権学習へと発展し、「人権の豊かな文化を育てる」ことにつながる「参加・体験型」の学習を「人権協」においても検討してまいりたいと思います。



楽遊ガイド

ホームレスの仕事をつくり自立を応援する雑誌『ビッグイシュー』って知ってるかい？

キタ、ミナミへ行ったらぜひ手に入れて読んでみてください。

今販売されている第5号は、なんとあのメグ・ライアンが表紙で、インタビューでも登場です。内容も、独裁者に安息の地はあるのか、戦場の子供たち、『ロード・オブ・ザ・リング』の名脇役たち、自分の顔とどうつきあっていますか？年金制度の比較、大阪路上ライブ、販売者の紹介などなどA4、40頁(200円)に『THE BIG ISSUE JAPAN』というだけのことはある、“世界”が満載されています。5か月たって、販売者も、場所も、そして部数も伸びているとのこと。本屋さんに売っていないこの“雑誌”がベストセラーになり“自立”に役立てば…と願っています。

「ここはどうなん、売れるん？ やっぱ大阪駅前とは人(数)が違うでしょ?」「(場所は)決ってるからね、ここ人通りは多いけど、若い人が多いからな…もうひとつかな…。でもボチボチは売れるで…。アリガト。次は3月4日ですのでまたよろしく…」「体に気をつけてがんばって…」僕は、阪急梅田駅からHEP5、ナビオへ行くJRのガードの手前で売っているオッチャンから買っています。3号～4号～5号ではじめて少しことばをかわしました。やさしそうで、人がよさそうで、もの静かなオッチャンなんで

す。

オッチャンの場所から北へ50mも行かない、三番街の出入口にも販売者がいます。販売者が増え、購読(購買)者はさらに増えていかないことには企業(有限会社)として成り立っていきませんし、“自立”が遠のいていきます。ビラ配布、署名活動のメッカ、なんば高島屋前の販売者でさえ、朝8時から夜8時までの12時間立ち続け、売り続けて70冊くらいだそうです。休むのは昼食の30分程ということです。「毎日ひるめしの熱いこれ(うどん)でほっと一息するね



ん。はじめた頃は声がかんかった。この頃やっと声も出て、話もできるようになったわ。それでも寒いのはいやや。もういぬわ。自立、そらはよしたいわな…」

時々扇町公園を通り抜けることがあります。集会・デモのメッカだった頃の面影はなく、歩道沿いにブルーシートが並び、生活している人々がいます。ここにも販売者がいるのかな…と思いつつ。この国の為政者達は、失政の責任をとることはせず、そのツケを庶民にまわしつづけ、弱い人々に集中しつづけています。あげくには、ブルーシートを強制撤

去することも平気でおこないます。

1991年ロンドンで始まったこの事業が、日本ではじまって5か月、定着することを切に願いつつ紹介します。大阪駅前、三番街周辺、難波、天王寺、京都、東京…販売者はすぐわかります。どこでも、誰からでも、購入して読んでみてください。月刊から週刊にするためにも。

因みに、1号は5万部、2号は4万5千部、3号は7万部売れたということです。販売者は大阪135名、東京54名(3号から)くらいだそうです。第6号は3月4日発売で、スカパラ(東京スカパラダイスオーケストラ)の登場です。

石原 敏 (評議員)

ビッグイシューは、ホームレスの人々に収入を得る機会を提供する事業として、1991年に英国ロンドンではじまりました。ビッグイシューを創設し、その基礎をつくったのはジョン・バードです。

雑誌販売者は、現在ホームレスか、あるいは自分の住まいを持たない人々です。住まいを得ることは単にホームレスの状態から抜け出す第一歩に過ぎません。そのため、住まいを得たホームレスの人でも、必要な場合にはビッグイシューの販売を認めています。最初、販売者は、この雑誌を10冊無料で受けとり、その売り上げ2,000円を元手に、以後は90円で仕入れ、200円で販売し、110円を彼らの収入とします。販売者全員が行動規範に同意し、顔写真入りの販売者番号の入った身分証明書を身につけて雑誌を販売しています。

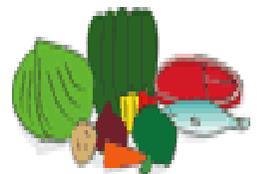
販売者のマナーなどにご不満やご不審な点がありましたら、ビッグイシュー日本までお問い合わせください。その際には、販売者番号もあわせてお知らせください。



「あいわせの材料」

同和行政は、部落差別というわが国が抱える社会問題の解決を求める被差別当事者の社会運動により国策が引き出され、住宅・福祉・教育など国の施策メニューと、財政措置によって地方自

治体の事業がとりくまれることになった。この「国の施策メニュー」は、今から振り返ると、雑な



表現だが、当時の行政水準、つまり「ありあわせの材料」で、構成された。

「ありあわせの材料」と言っても、いろんな使われ方がされる。例えば、料理では、「冷蔵庫を開けたら、いろいろな食材を見つけた。そこで、それだけで作れるものをチャチャッと作った」とか、「ありあわせの材料で作ったんだけどどうまく出来ました」、野外活動などでは、「戸外で、ありあわせの材料を用いて、地面を掘らない方法で、3種類以上のかまどを作る」など、料理に限らず使われている。

いいものを作りたいということと、そのために必要な材料・資源には、ギャップがつかまとう。行政の施策体系も、30年も経てば、ずいぶん変わる。変わった上で、なおかつ、今何かしようとするとき、現在の「ありあわせの材料」を組み合わせて、料理を作るしかない。牛肉が手に入らなければ、牛丼は作れない。

材料・資源の中でも人的資源=人材が占めるウエイトは高い。当時も国が用意したレシピを調理するためには、調理人の腕によるところが大きくなる。同和行政が始まったころ、各施策が業務として具体化されるためには、地方自治体の問題解決への認識や意欲がキイになった。各地域で行政闘争や交渉が繰り広げられた。私たちの先輩でもあるこれらの運動を担った人たち、それを受け止めた行政職員たちは、失礼

な表現になるが、「ありあわせの材料」として、メニューの具体化に奮闘されたわけである。

部落差別の結果ととりくまれた時代には、料理を作る人と食する人は、運動、行政、地区内の人々が中心だった。しかし、部落差別のない社会づくりを目指すことが目標に掲げられたころからは、料理を作る人と食する人に、この社会を構成する様々な人が加わることになる。豊中・蛍池レベルでも地区周辺とか・校区の取り組みの担い手として様々な人たちが参加された。地域で自前のレシピを工夫し、メニューのリストを豊富にしてきた。

しかし、まだまだこのメニューに対して、食わず嫌いの人もあれば、見向きもしない人たちが多。部落差別のない人権尊重の社会を築いていくためのメニューの工夫には、この人たちをいかにして食卓についていただくかという工夫もあれば、この人たちが座っていない食卓という「ありあわせの材料」につきものの限界があることを意識しておくことも大切だと思う。その上で「ありあわせの材料で作ったけどどうまく出来ました」と賞味し、作る人と食する人が互いに納得できる機会を大切にしたい。

平尾 和 (理事)



よもやま話

「市同促50周年」

培ってきたノウハウを活かすとき

協会の前身である同和事業促進協議会は「…部落の実態調査、部落問題についての協議機関として、部落差別からの解放を目的とし、部落住民の生業の安定、生活の改善、文化の向上を計る事業を推進する(設立趣意書より)」との位置付けのもと、1953年に創立されました。

しかし、しばらくすると開店休業状態になっています。これは被差別地区住民の自主解放の動きと連動しています。戦後いち早く部落解放の灯を掲げ、大阪の運動を牽引してきた豊中の運動があればこそその創立であり、運動が停滞する中で開店休業状態でした。

部落解放同盟豊中支部が1967年に再建され、蛭池支部が1973年に結成される中で「同促協」の活動も活発になり、地区住民の日常生活に密着した活動が必要になり、事務所も役所内から両地区内に移りました。

そして、自主解放の大きなうねりの中で、豊中解放会館が1973年に、蛭池解放会館が1976年に竣工しました。行政が一方向的に計画し、建設したのではなく、また地区住民だけでなく、地区施設で働く行政職員、保育労働者、教育労働者など多くの人々が参加し協議する中で、何度も図面を書き直しました。

その他にも住宅建設は住民と、30人学級実現のための分割校である、箕輪小学校・第18中学校建設にあたっては校区住民と、とどろき公園や青少年広場には子どもたちと、行政が協議する中で進めてきました。

最近言われた「市民参加」「協働」「行政と市民のパートナーシップ」については、同和事業では当たり前のこととして実践していたのです。時代がようやく同和事業の取り組みに追いつてきました。これからの豊中における人権文化のまちづくりに、「協会」の経験を生かさなければなりません。

市民との協働での取り組みを展開することが、今求められています。そのためには市民の立ち上がりを促すとりくみを、「協会」がどう展開するかが問われているのではないのでしょうか。

先人の遺産を生かすも殺すも「協会」の活動にかかっていると感じているこの頃です。



溝口正美 (理事)

豊中地域から

精神障害者地域交流事業・地域サロン

「トークマインド」

回復途上にある在宅の精神障害者の交流の場を整備、促進し共同活動を通じて自立と社会参加への意欲を養成するとともに、精神障害に対する理解と協力を広げる事を目的に、1997年11月に「トークマインド」がスタートしました。

今、子どもも大人も人と人との関係のまずさからくるいろいろな事件が多発しています。こんな世の中に身震いするほどの思いでとても心がいたみまます。ストレスと緊張の時代には人と人のつながりによる心の「なごみ」がとても必要だと思います。

「トークマインド」では精神障害者に限定せず、難病者（パーキンソン等）、外出困難高齢者などいろいろなハンディーを持っている人を中心に、生きていく張り合いや希望、楽しみがもてるよう、お互い対等な立場で楽しい時を共有し、参加者もスタッフも集う人は「みんな一人ひとりが主人公」という活動をおこなっています。



参加者のIさんは「トークマインド」に参加することで張り合いがでてきました。皆さんに介助してもらって外出できるようになり、毎月楽しみにしています」と毎回、うっすら化粧をし、とてもおしゃれをして参加されます。

Mさんは「普段、話をする相手がないのですが、トークマインドで気軽に会話ができてうれしい、仲間に入れてもらって喜んでいきます」と話しておられます。

Kさんは「トークマインドへ参加するようになって、失っていた自信をとりもどす事ができ、今では作業所で働く事ができるようになりました」「自分がいないと仕事が進まないけど、休みをもらって来ました」と、とてもいい顔を見せてくれます。

初めは何をどうしていいのかわからず、何かしてあげないと…という思いが強く、私自身とてもしんどい集まりでした。しかし、気がつくといつのまにか、とてもリラックスできる場になっていました。地域協議会からのスタッフとして関わっていますが、今一番楽しんでいるのは私かも…。6年間、いろいろな人と出会い、いろいろなことを学ばせてもらったことは私にとってとても大きな財産です。さあ、次は何をしようかな…。

酒井留美（事務局）

造幣局の通り抜け（03年4月）

螢池地域から HOTARUのたいこ2003

12月20日、第十八中学校体育館で「HOTARUのたいこ2003」を開催しました。地域や学校で活躍している太鼓クラブやサークルとの交流をすすめるとともに、地域の人たちに見てもらい、太鼓を通しての交流の場を広げていこうと、2000年度よりとりくんできており、年々参加者も増え、少しずつ地域に定着してきています。

当日は時折、雪がちらつきましたが、526名の方が参加され、開演の時間には用意していたイスも空きがなくなっていました。太鼓サークル“螢”の青年の挨拶で始まり、克明小学校の太鼓クラブが「ぶちあわせ太鼓」を太鼓を取り合うように力強く演奏してくれました。和太鼓クラブ「八鼓」は、「まつり」と「みのり」の2曲をテンポ良く楽しく叩いていました。センターの太鼓クラブは「美ら海」を演奏しました。中学生が中心となったグループでしたが、力強い演奏で参加者を驚かせていました。関西大倉中学・高等学校 和太鼓「雷」は「祝い太鼓」「かつら」「雷神」の3曲を連続して、最後まで力いっぱい叩いていました。もう一つのセンター太鼓クラブは、チャンゴなどの韓国の楽器をつかった「サムルノリ」に和太鼓を入れて一緒に演奏しました。二つの音が



きちんと合わさりハーモニーを奏でました。白頭学園 建国中学・高等学校伝統芸術部は韓国の民族衣装をまとい、「五面太鼓」を披露してくれました。優雅な中にも力強い動きに、会場に来ていた人も引き付けられるように見えていました。芥川高校和太鼓部は「ぶち合わせ太鼓」「秩父屋台囃子」「いろどり」を演奏してくれました。太鼓の演奏も見事でしたが、間の動きや待っている時まで規律が取れていて見事な演奏になっていました。第六中学校・庄内小学校の「エイサー」は約60人も的人数で会場をいっぱいを使い、4曲を踊ってくれました。障害を持つ仲間の太鼓「コスモス」は、「龍神太鼓」と「はじめの一步」を演奏してくれました。障害を持つ青年が精一杯太鼓を叩く姿や“螢”の青年と一緒に演奏する姿に会場からは笑顔と拍手がおこっていました。

最後に太鼓サークル“螢”による演奏、「地天～魁」という2曲をつなげてアレンジした長い曲で、10人の一糸乱れぬバチさばきから始まり、青年たちの力いっぱい太鼓を叩く姿に会場全体が引き込まれていました。やがて、会場に来ていた人たちも無意識のうちに身体を太鼓に合わせて動かしていました。この時、演奏している者も聞いている者も太鼓を通じ一つになっていたと思いました。長く心地よい演奏が終わると、会場からは大きな拍手がいつまでも続きました。最後に“螢”の青年から来年もここで集まりましょうと挨拶があり、「HOTARUのたいこ2003」を閉会しました。

山本重義（理事）

差別事件を考える

2003年

差別事件・事象が21件



今日までのとりくみによって部落差別は社会悪であるとの認識が確立してきましたが、同時にタテマエとホンネとの乖離・分裂ももたらし、差別意識の根源にせまることの困難さ・限界を赤裸々にしました。それは、部落問題の一つの現れである差別事件・事象が後を絶たないことが端的に示しています。

ここ数年、豊中でも結婚差別事件や差別怪文書事件など差別事件・事象が続いており、この1年(2003年1月～12月)も21件を数えています。内訳は「同和」地区の問い合わせが6件、文書・ハガキが6件、落書きが3件、インターネット上の書き込みが3件、発言・言動が2件、「同和」団体をかたつてのセールスが1件となっています。それぞれ固有の特徴があり、ひとくくりにはできませんが、これらの「事件」をどう読み解くのかということが、これからの「同和・人権行政」のあり方、ひいては部落問題の解決とリンクすると思います。

差別事件が私たちに指し示していることはたくさんありますが、その一つは、いずれの事件も差別当事者の個性が引き起こしたものではなく、ある種

の普遍性をもっているということです。

例えば、結婚差別した青年は自分の結婚問題で部落問題に出会い、部落差別をすることは夢想だにしなかつたろうし、部落を出て自立してくらす女性も自分が結婚差別を受け、破談になるとは思っていなかつたはずです。しかし、部落問題は彼らの思惑を越えて彼らの前に立ち現れ、その破壊力をまざまざと示しました。

あるいは、「地区の問い合わせ」をする人のほとんどが「差別するつもりはない」と言いますが、そこが被差別部落であることがわかれば避けることを公言してはばかりません。これを差別と言わず何というのでしょうか！しかし、その人たちは普段は「差別はいけない」「私は差別していない」とくらしているのです。

人々の日常生活の襞ひだに織り込まれた差別意識が、差別事件によってタテマエを食い破って出るさまをみると、被差別部落に対するまなざしのきびしさを痛感させられます。同時に、そこに届くメッセージを発することの難しさに頭を悩まします。

佐々木寛治 (事務局)

「資料室」ができました！

部落問題・人権問題関係の図書と資料（1670点）を整理しました。どなたでも閲覧・貸し出しができます。また、調べ物などの問い合わせにも応じますので、ご利用ください。

場所：豊中人権まちづくりセンター 2階

電話 06（6841）1313



人権相談をご利用ください

時間：午後1時～5時

月・水・金→蛍池人権まちづくりセンター

電話 06-6841-2315

Eメール bpazk307@tcct.zaq.ne.jp

火・木・土→豊中人権まちづくりセンター

電話 06-6841-5300

Eメール bpayf811@tcct.zaq.ne.jp

あとがき

巻頭詩は寺本知さんの詩集「焦心疾走」からのものです。1913年生まれの寺本さんは、その少年時代に水平社運動に奔走する先人の傍らにあって、有形無形の影響を受け自らも運動の渦中の人となりました。戦後も豊中市同促や大阪府同促の会長、リパティ大阪の館長などの要職を歴任され、1996年2月に逝去されました。「啓蟄」とは、1年を季節にしたがって15日ずつの期間に分けた「二十四気」の一つで、3月5日ごろで、冬眠していた虫が地面にはい出てくる時季とされています。戦時下の冬の時代をくぐり、敗戦後、再建の道を歩みだした水平社運動は再び弾圧に晒され、同志たちは貧窮と病魔におそわれ、豊中出身の全国書記長の山口賢次さんも孤立無援・四面楚歌に…。それから半世紀、凍土の下から芽を吹き、花や実をつけた部落解放の樹は、目を見張る成長を見せました。その礎を築いた人々の艱難辛苦に改めて想いを馳せたいと思います。中川さんのお話からは、「まちづくり」なる言葉があふれていますが、そのエッセンスは「人権のまちづくり」にあるのではないかと。そして、それを実践してきたのは「同和」地区におけるまちづくりのとりのくみであることをお聞きし、その今日的意義を改めて再確認させられました。さて、次号は2004年6月の予定ですが、できれば購読カンパを募りたいと思います（郵送費・配達費込み年間千円を予定）。もちろん、カンパの有無にかかわらず、これまでお届けしている方には引き続きお送りします。賛同いただいて、志をお寄せいただければ幸いです。

●編集・発行

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内

TEL06(6841)5300 FAX06(6841)6655

Eメール jinken@tcct.zaq.ne.jp

ホームページ <http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/>